

# 乗合バス料金申請・届出の流れ

地域公共交通会議設置なし

地域公共交通会議設置あり

交通事業者が自ら経営し、乗合旅客の運送を行う場合（営業路線）

乗合バス事業者が国土交通大臣へバス運賃(上限運賃)の改定を申請（道路運送法第9条第1項）

・乗合バス事業者において報道発表

国土交通大臣において申請内容を審査

「説明及び意見を聴く会」の開催  
運輸審議会の審議、消費者庁への協議

国土交通大臣が上限運賃を認可（道路運送法第9条第2項）

国土交通省において報道発表

※申請から認可までの標準的期間は約3ヶ月

乗合バス事業者が国土交通大臣へバス運賃(改定実施運賃)を届出（道路運送法第9条第3項）

※実施予定日の30日前まで

利用者への周知

※少なくとも実施予定日の7日前まで

運賃改定実施

5月17日  
第8回公共交通協議会で原案提示

↓  
交通利用者分科会で検討

↓  
8月18日  
第9回公共交通協議会で決議

↓  
10月中に国土交通省埼玉運輸支局へ認可申請

地域公共交通会議での合意

乗合バス事業者が国土交通大臣へバス運賃（協議運賃）を届出

※実施予定日の30日前まで

利用者への周知

※少なくとも実施予定日の7日前まで

運賃改定実施